

平成20年3月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成20年3月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成20年3月10日（月） 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第47号 市川市教育振興基本計画策定要領について
議案第48号 学校施設の受動喫煙防止に係る基本方針の策定について
 - 6 報告第21号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - (1) 監査結果について
 - (2) 全国学力・学習状況調査について
 - (3) 平成19年度「いちかわ市民アカデミー講座」実施報告について
 - (4) 平成19年度市川市スポーツ振興審議会の開催について
 - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第47号 市川市教育振興基本計画策定要領について
議案第48号 学校施設の受動喫煙防止に係る基本方針の策定について
 - 2 報告第21号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他
 - (1) 監査結果について
 - (2) 全国学力・学習状況調査について
 - (3) 平成19年度「いちかわ市民アカデミー講座」実施報告について
 - (4) 平成19年度市川市スポーツ振興審議会の開催について

5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

6 欠席委員 なし

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸恵
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部長	鋒崎 修二
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	企画調整課長	福田 明
就学支援課長	松本 辰夫	教育施設課長	渡邊 静男
義務教育課長	古山 弘志	指導課長	高橋 邦夫
保健体育課長	西川 裕二郎	教育センター所長	伊東 秀樹
生涯学習振興課長	齋藤 忠昭	地域教育課長	鈴木 郁夫
青少年育成課長	石井 正夫	公民館センター長	堀切 公雄
中央図書館長	漆原 利一	考古博物館長	堀越 正行
自然博物館長	西 博孝	スポーツ推進課長	賀田 厚彰

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課長	青木 一雄
教育総務課 主 幹	山田 修一
〃 副主幹	高井 裕美子
〃 副主幹	谷内 弘美

○ 五十嵐委員長

ただ今より、平成20年3月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、この定例会の会期は本日1日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、井関委員、西垣委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第47号 市川市教育振興基本計画策定要領についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 企画調整課長

1ページをご覧ください。教育振興基本計画の策定にあたりましては、12月の定例教育委員会で策定方針を承認していただいたところではありますが、具体的な策定作業を進めるにあたりまして、策定要領及び策定に関わる組織を定めたいので、委員会の議決をお願いするものです。提案理由ですが、今回、計画を策定するにあたり、有識者で構成する教育振興会議を設置することやまた、計画策定会議と作業部会の職員に市長部局の職員や学校の教員、幼稚園教諭の方々にも参加していただきますので、計画策定を円滑に進めるためには策定要領を定める必要があります。これが議案を提出する理由であります。資料の2ページをご覧ください。市川市教育振興基本計画策定要領案について、概要を説明します。2の策定主体については、5人の教育委員の方々に積極的に参画していただくということで、教育委員会が策定主体となっていただくように、お願いしたいと思います。3の策定組織については、教育委員会の下に職員で構成する策定会議を設置しますが、教育委員会は計画の策定に関し、この策定会議に指示および助言を行うことができるしております。設置要綱がありますので後ほど説明します。4の市民参加については、有識者で構成する教育振興会議を設置することにしていますが、意見や提案をもらう組織で計画の決定機関ではないことから、市民参加の一つとして位置づけております。内容については、設置要綱がありますので後ほど説明します。このほか、各種団体との懇談会や児童生徒との交流会などを実施したいと考えております。続いて、3ページをご覧ください。5の委任ですが、基本計画についての市民への説明等は、策定の主体となる教育委員会が行うこととなりますが、策定会議のメンバーに委任できる規定を設けたのであります。附則として、この要領は定例教育委員会で議決のあった日から始まり、計画の策定を持って廃止することにしております。続いて、4ページをご覧ください。市川市教育振興基本計画策定会議設置要綱案について、概要を説明します。第2条の策定会議の任務ですが、基本計画の原案を作成

することが主な任務となります。第3条の策定会議の組織については、6ページをご覧ください。別表1にあるとおり、教育委員会の教育次長以下、3部の部長、次長、筆頭課長が中心メンバーになりまして、必要に応じて市長部局の6人の次長に参加してもらうことにしております。策定会議の議長は教育次長、副議長は教育総務部長としております。4ページに戻っていただきたいと思います。第5条の補助組織についてですが、策定会議の下に作業部会を置くことにしまして、第6条で作業部会の任務として基本計画の素案、たたき台を作成することにしております。7ページをご覧ください。別表2の作業部会の構成メンバーになりますが、教育委員会事務局のすべての課に加えまして、関連する市長部局、それに必要に応じて幼稚園、小中学校の教員にも入っていただくことにしております。作業部会長は、企画調整課長、4月からは組織改正により教育政策課長が担当します。続いて、8ページをご覧ください。市川市教育振興会議設置要綱案について、概要を説明します。第1条の設置の趣旨ですが、本市の教育に関して、専門的かつ幅広い立場からの意見や提案をいただき、本市の教育振興を図ろうとするもので、教育委員会の下に位置づけて設置します。第2条、振興会議の任務は、計画を策定するうえでの基本的な方針や教育施策に関すること、点検評価などについて報告していただくことにしております。第3条、委員の構成は、10人以内で構成したいと考えております。分類として(1)学識経験者は、大学教授や国、県の教育行政経験者、企業経営者などを想定しております。(2)の教育関係者は、幼児教育、小中学校教育関係者、障害児教育、私立の学校関係者、また、社会教育、青少年育成、文化・スポーツ関係者などを想定しております。(3)は、幼稚園、小中学校、特別支援学校の保護者、(4)の地域の代表は、地域で子どもたちに関わってくれている方を想定しております。最後に9ページをご覧ください。第5条、会議の進行等ですが、この振興会議には、座長、副座長をおきまして座長が議事進行を行います。第3項に必要に応じて教育委員の方々が出席し、意見を述べられるように、項目を入れてあります。これは、教育委員の方々と振興会議のメンバーの方々が直接、意見交換できる場にもなると考えております。以上で説明は終わりますが、今後、この策定要領に基づきまして、計画作りを進めてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 宇田川委員

第4条2項に策定会議議長は必要に応じ、別表1に掲げた者の中から、出席者の指定をすることができるとありますが、この中からまた、出席者の指定をするということですか。

○ 企画調整課長

教育振興基本計画ですので、主力のメンバーとしては、教育次長以下部長、次長、筆頭課長で進める形をとりまして、必要に応じて市長部局の次長の意

見を聞いていくこととなります。

○ **吉岡委員**

教育振興会議と教育委員会の関係についてですが、あらかじめ教育委員会で諮問事項を検討して、それについて教育振興会議が開かれるのかということと、第5条の3項に必要な応じ、教育委員が出席し、意見を述べる事ができるとありますが、諮問事項に関して話し合う場合、教育委員が出席するのか伺いたいと思います。

○ **企画調整課長**

教育振興会議については、附属機関の形をとっておりません。市民参加の形態と考えておりますので、諮問の形はとりません。5人の教育委員の方々のブレンとして考えていただければいいと思います。教育振興会議において計画を策定する段階に入りました時には、教育委員の方々にも参加していただきたいと考えております。

○ **井関委員**

私は、必要に応じて参加するのではなく、教育委員は原則として出席するべきだと思います。一緒になって、市民と係わり合いながら話し合う場なのだと思います。

○ **企画調整課長**

教育委員の方々には、出席をお願いする機会が多くなるかと思います。教育振興会議の任務として、教育施策の点検、評価があります。これについては、振興会議のメンバーだけで評価していただくこともあると思います。

○ **井関委員**

最終的な責任は、教育委員会にありますので、議論の過程で意見について、承服できないことがあるとすれば、その場で言うべきだと思います。結論が大事なのではなく、プロセスが大事ですので、原則、教育委員は出席するにしたいと思っています。

○ **企画調整課長**

積極的に参加していただけるということですので、市川市教育振興会議設置要綱（案）第5条3項の「必要に応じ」は削除させていただき、訂正いたします。

○ **吉岡委員**

教育委員は、会議のメンバーではないのですか。議決事項はあるのですか。

○ **企画調整課長**

教育委員の方々については、会議の上にある組織ですので、メンバーではありませんが、発言をできる会議にしていきたいと考えております。議決事項はありません。

○ **井関委員**

メンバーは、いつごろ決まりますか。

○ **企画調整課長**

今は、関係各課に推薦の依頼をしている段階で、まだ、決まっておりません。できるだけ、今月中に決定していきたいと考えております。教育委員の方々には、事前に相談させていただきたいと思っております。

○ **井関委員**

どのような層をどのようにバランスよく代表しているかということが大切だと思います。

○ **吉岡委員**

4月から動き出すのですか。

○ **企画調整課長**

第1回目は、5月頃に行ないたいと考えております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第47号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は一部訂正し、可決いたしました。次に、議案第48号 学校施設の受動喫煙防止に係る基本方針の策定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **企画調整課長**

資料の10ページをご覧ください。学校の受動喫煙防止について基本方針を策定したいので、委員会の議決をお願いするものです。提案理由は、平成15年5月に健康増進法が改正になりまして、多数の人が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止する措置をとるよう努めることが課されました。学校、病院、デパート、飲食店など幅広い施設が対象になっております。これを受けまして、本市においても各幼稚園、学校では園長、校長の判断のもとに対策を講じてきたところですが、施設によって敷地内を全面禁煙にしている所や、建物の中での禁煙、喫煙する場所を湯沸室などに限定している所など、対応が異なっております。同じ市立の幼稚園、学校でありながら厳しく対応する所と緩やかな所がありますと、支障をきたす恐れがありますので、市川市教育委員会事務委任規則第1条に基づき、教育行政の運営の面から受動喫煙の防止について、基本方針を定める必要があります。これが議案を提出する理由であります。資料の11ページをご覧ください。学校施設の受動喫煙防止に係る基本方針の内容になりますが、園児や児童・生徒、教職員、保護者等の受動喫煙を防止し、健康教育の充実を図るため、市川市立の幼稚園、小中学校、特別支援学校において敷地内禁煙とする。実施時期については、平成20年9月1日から実施したいと考えております。受動喫煙の防止

対策として、一番厳しいのが敷地内禁煙で、ついで校舎内禁煙となります。この場合は校庭や校舎の裏側などでタバコが吸えます。そしてタバコの煙が外に出ないように部屋を作って喫煙場所にする分煙の方法があります。そのなかで敷地内禁煙といたしましたのは、学校施設は成長過程にある子どもたちの生活の場であり、本市ではヘルシースクールとして健康教育に力を入れているということもありまして、タバコによる子どもたちへの健康被害を極力抑えたいということから、敷地内禁煙で対応したいと考えたところでもあります。実施時期を今年の9月1日にしましたのは、周知期間として半年近くありますので、準備できると考えたものであります。この基本方針案のとおりとしてよろしいか、ご審議の程よろしく申し上げます。

○ **吉岡委員**

ペナルティは科せられるのですか。

○ **企画調整課長**

ありません。

○ **西垣委員**

なぜ禁煙ではなく、受動喫煙なのですか。

○ **企画調整課長**

基本方針では、敷地内禁煙という形にしまして、ただ、たばこ自体は、個人の嗜好ですので、場所とTPOを考えていただければ吸える場所もあります。敷地内禁煙として、受動喫煙を防止するとしましたのは、法律的にだめですとっている部分が受動喫煙の防止になることによります。

○ **西垣委員**

他の施設なども受動喫煙という言葉を使っているのですか。

○ **企画調整課長**

公民館など他の公共施設については、建物の中の禁煙が多く、学校は子どもたちが校庭を使ったり、校舎の裏側などに行って遊んだりしますので、敷地全体が子どもたちの生活する場所になっており、校舎内禁煙にしてもあまり効果がなく、やはり敷地内禁煙にしないと効果はないと思います。

○ **吉岡委員**

敷地内禁煙にすると不都合なことがあるのですか。

○ **企画調整課長**

基本方針の一番下にも敷地内禁煙するという形にしまして、敷地内禁煙にする理由を受動喫煙防止とか健康教育の実施のためという形にして、敷地内禁煙はするのですが、それだけでなく理由をはっきりさせる意味で受動喫煙の防止と健康教育の実施を理由として、そのために敷地内禁煙にします。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第48号を採決いたします。ご異議はご

ございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議事6 報告に入らせていただきます。報告第21号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **企画調整課長**

資料の12ページをご覧ください。報告第21号 市川市教育委員会事務決裁規程のうち、ホームページへの掲載依頼に関する一部改正について、2月25日付けで臨時代理の決裁を行いましたので、内容について報告いたします。資料の14ページをご覧ください。新旧対照表になりますが、左側がこれまでの決裁区分で、ホームページへの掲載依頼という1項目だけあります。今まではホームページに掲載して市民に公開する作業については、情報システム部の地域情報推進担当がすべてを行っていましたので、決裁は1項目でありました。このたび、ホームページを作成するシステムが変更になりまして、掲載して公開する作業について、情報システム部の職員が作業するページと、所管課の職員が作業するページの2つに区分されました。情報システム部の職員が担当する場所は、市のホームページのトップページと言われる入り口に当たる場所ですが、イベント情報とか職員の採用、工事の発注などの情報を流す時には、一番目立つトップページに掲載します。ここは今までどおり情報システム部の職員が行います。これ以外の多くは、担当課のページですが、この部分については、新しいシステムでは担当課の職員が掲載して公開する作業が出来るようになりました。そこで、事務決裁としては右側になりますが、トップページについては、情報システム部に依頼していいかの決裁、それ以外の担当課のページについては、掲載及び更新していいかの決裁の2つに分けることにしたものであります。3月1日から新システムの稼動になりましたので、臨時代理の決裁としたものであります。以上、報告します。

○ **井関委員**

今は、ホームページという言葉からウェブページに変わっています。ホームページというのは、日本でしか言いません。テクノロジーが進歩すると、それに合わせて言葉も進歩するのが普通です。ホームページという言葉は、使わないでいただきたいと思います。

○ **吉岡委員**

市のウェブサイトというのは、知りたいと思う人が見るもので、教育委員会がやっていることを載せても、周知にはならないように思うのです。従来の広報などに載せることは、変わらずにやっていただけるのですね。

○ **企画調整課長**

ウェブサイトは、ウェブサイトで、紙媒体の広報いちかわについては、引き続き週1回、発行しています。教育いちかわなどでも情報提供をしています。

○ **吉岡委員**

市民の方に、教育委員会ではどのようなことを話し合っているのですか、と聞かれるので、皆さん知りたがっているので、どんどん情報をお知らせした方がいいと思います。

○ **井関委員**

ウェブサイトの本当の形は、今日はこんなことをやっていないか、最近の教育委員会は何をしているのか、市民が知りたい項目からアクセスができません。市民が生活の中で、市役所に期待し、かつ、何を知りたがっているかを知らなければ、本当のウェブサイトはできないのです。送り手の都合ではなく、受け手の都合に合わせながら、どうアクセスが可能になるかの工夫が、これからのウェブサイトの作り方なのです。教育に関しては、どのような議論がおこっているのか、と質問をしたら、教育委員会の会議録につながるようにするのが、当たり前になってきます。そのような作り方をしなければいけないのです。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、報告第21号を終了いたします。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)監査結果について説明してください。

○ **生涯学習部次長**

平成20年2月15日付で、市川市監査委員から市川市教育委員会に提出のありました、監査結果の報告については、地方自治法第199条第7項の規定により、実施した財政援助団体等監査、具体的には、社会福祉法人市川市社会福祉協議会の監査の結果を同条第9項の規定により、提出があったものです。教育委員会に関係するところについては、社会福祉協議会が行なう事務のうち、公の施設の管理受託団体の監査の対象となる事業としまして、生涯学習部が所管します、市川市放課後保育クラブ運営事業の監査が実施されたため、監査の結果が教育委員会に提出されたものです。市との関係ですが、市の委託を受けまして、指定管理者として、市川市の業務を請け負っている事業で、市川市放課後保育クラブ運営事業という形で、指定管理料が、18年度、19年度に支払われたことに対して、監査がなされたものです。監査の着眼点及び実施方法としましては、公の施設の管理受託団体監査として、社会福祉法人市川市社会福祉協議会関係では、4点に着眼され、青少年育成課関係でも4点について着眼され、実施されました。監査の方法としては、現地

調査や関係職員等の説明を受けて、実施されております。監査の結果ですが、同団体への公の施設の指定管理について、施設の目的達成に必要な管理及び運営は、協定に基づき次の事項を除き、適正なものと認められました。その指摘事項といいますのは、市川市放課後保育クラブの備品台帳が未整備であったため、現品確認及び備品台帳の整備を行なう必要がみられたというものです。未整備の内容としましては、全体の備品は把握してあるのですが、保育クラブ別の個々の台帳が整備されていないので、適正に行いなさいという指摘がありまして、現在、整備に向けて準備を進めているところです。指摘はこの1点です。以上です。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(2)全国学力・学習状況調査について説明してください。

○ **指導課長**

全国学力・学習状況調査の報告については、1月の定例教育委員会で報告させていただきました。詳しいプリントもお配りしましたけれども、それについて、公文書公開請求が出ておりますことを報告いたします。公開請求が出ております内容は、4つございます。1つ目が、市の調査結果の概況、小学校・中学校の国語、算数・数学の知識、活用問題の市の平均正答率、標準偏差、正答数分布グラフ、正答数集計値などが書かれているものです。2つ目として、市の設問別調査結果、これは主に話すこと・聞くことなど学習指導要領の領域ごとのもの、国語への関心・意欲・態度など評価の観点に記載されているもの、選択式、記述式などの問題形式、平均正答率が記されているもの、また、設問別の正答率、無解答率の集計結果が記されているものです。3点目としては、学校の調査結果の概況、市内全小中学校別の国語、算数・数学の知識活用問題の平均正答率、標準偏差、正答数分布グラフ、正答数集計値などが書かれているものです。4つ目として、同じく学校の設問別調査結果、市内全小中学校別の主に話すこと・聞くことなど学習指導要領の領域ごとのもの、国語への関心・意欲・態度など評価の観点、問題形式、その平均正答率が記載されているものでございます。また、設問別の正答率、無解答率の集計結果も記載されているものです。この4つが公開請求のされているものです。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)平成19年度いちかわ市民アカデミー講座実施報告について説明してください。

○ **生涯学習振興課長**

資料の15ページをご覧ください。はじめに、平成20年2月23日の土曜日

の昭和学院短期大学の閉講式をもちまして、全ての大学の平成 19 年度のいちかわ市民アカデミー講座が終了いたしました。今年度の実施結果については、資料の 3 の表のとおりでございます。応募者の数は 200 名、年間 10 回の講座で延べ 1,492 名が受講されておりまして、出席率は 77.2 パーセント、8 回以上出席された受講者に交付する修了証書授与者は、137 名で、71 パーセントの方に交付いたしました。今後とも、和洋女子大学以外の受講者定員の拡大を検討し、応募者の受け入れ体制を強化できればと考えております。また、受講者が学んだ成果を活かせる地域活動への支援策としましては、閉講式後の懇親会の開催や、ボランティア等の情報誌の提供をしています。最後に、来年度も充実した内容で継続してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

○ 吉岡委員

講座内容について、アンケートを取っているのですか。

○ 生涯学習振興課長

それぞれ、連絡会議等でテーマについて話をしております。内容の専門的なことについては、入れない部分もありますけれども、希望された方にすべて受け入れていただけるように話をしていきたいと思っております。講座の内容については、来年度はWHO健康都市世界大会を意識して、昭和学院では、もっと元気にヘルシーシティを目指せというテーマを考えていただいております。情報交換をよくして、大学側の担当者と話を詰めていくスタンスでおります。

○ 宇田川委員

終わった時には、アンケートを取っているのですか。

○ 生涯学習振興課長

アンケートは、毎回とっておりまして、今回もリピーターが 55 パーセント位おりまして、半分以上が 2 回目、3 回目の方になります。内容は、どのようなことをやってみたいかななどを質問しております。

○ 吉岡委員

アンケートは、大学にも渡しているのですか。

○ 生涯学習振興課長

学校にも渡しております。

○ 西垣委員

講座を終了した方々が、サークルなどを作っているのですか。

○ 生涯学習振興課長

サークルは作っていないようではございますけれども、防犯パトロールやおたすけ隊、NPO、ファミリーサポート等を行なっていると聞いております。

○ **五十嵐委員長**

次年度はいつ頃募集の予定ですか。

○ **生涯学習振興課長**

5月の予定です。

○ **井関委員**

このような講座を行なうことによって、はじめて大学の中に入ったという方がいらっしゃるのです。それと同時に、教師にとっても生活と社会の中から発した意外な質問を受けることによって、自己改革をして進歩する機会になります。ぜひ続けていただきたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

次に(4)平成19年度市川市スポーツ振興審議会の開催について説明してください。

○ **スポーツ推進課長**

平成19年度第1回スポーツ振興審議会の開催を予定しております。まず、スポーツ振興審議会と教育委員会との関わりについて、前回、補助執行の条例の考え方について、整理をしてみました。今後とも関係性については変わらないこととなっておりますので、振興審議会の開会については、教育委員会の中でご報告並びにご審議をいただきたいと考えております。開催は、明日、3月11日です。報告事項の内容でございますが、1から8までございます。1については、昨年、策定いたしましたスポーツ振興基本計画事業計画並びにプログラムについて、完成しました報告でございます。3の国府台市民体育館の耐震補強工事ですが、3月15日に終了いたしました。その後は通常通り使用いただくようになります。4の市民プールの入場者については、例年よりも増加しましたという報告になります。5の第59回千葉県民体育大会の結果については、男女とも総合6位となっており、ハンドボールが優勝しております。6の市川市民元旦マラソンでございますが、入場者数についての説明になります。7の総合型地域スポーツクラブの現状でございますが、昨年の4月に2つ目のスポーツクラブが立ち上がりました。現在、国府台と塩浜の2カ所で進めておりますが、現状とプログラムについての報告でございます。それに伴いまして、塩浜にまちかど健康サロンを開設いたしましたので、説明をさせていただきたいと思っております。8の市川市公認スポーツ指導者養成講習会でございますが、18年度より進めてまいりました。第2回目が終了いたしましたので、2回目の人数、状況についての報告でございます。その後、クリーンスパとまちかど健康サロンの視察を行なう予定でございます。次に、第65回国民体育大会について説明いたします。平成22年9月25日から10月5日の11日間、開会する予定になってお

りますが、市川におきましては、9月29日から10月4日の6日間、ハンドボールを開催する予定になっております。開会式は、千葉マリンスタジアムで行なうことになっております。閉会式は、県総合スポーツセンター陸上競技場で行なうことになっております。マスコットキャラクターでありますチーバくんは、千葉県をかたどったものになります。この製作者は、市川の方でございます。開催競技であります、ハンドボール競技、成年男子、成年女子並びに少年女子の開催を予定しております。会場は、国府台・塩浜市民体育館、市川学園古賀記念体育館、平成22年に完成予定の昭和学院の体育館を予定しております。国体までの主なスケジュールですが、本年4月に準備室を立ち上げ、7月の実行委員会の設立に向けていきたいと考えております。21年の8月には、ジャパンオープントーナメント、社会人のハンドボール競技大会を開催してまいります。22年の9月に開催となります。新年度に入りましたら、実行委員会について、さらに報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○ **吉岡委員**

元旦マラソンにスポーツの団体は毎年、手伝いを出しています。私、個人としては、非常に疑問を感じています。審議会で意見を聞くことはできるのですか。

○ **スポーツ推進課長**

元旦マラソンについては、ここ数年来、日にちをずらしたほうがいいのか様々な話を伺っておりますので、色々な角度を変えながら、秋までには検討していきたいと考えております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。他にございますか。

○ **教育次長**

2月市議会定例会がはじまっておりますので、概要について説明させていただきます。議会の日程は、2月18日から3月24日の36日間、議案関係では、施政方針、当初予算案、当初予算関連の条例が代表質問で質疑されました。教育委員会に関する質疑については、資料に書いてあります質問がございました。まず、教育振興基本計画について、何点か質問がありました。計画策定の理由、内容、方法、主に先ほど、企画調整課長が説明しました内容を報告して説明いたしました。次に、食に関連して、食の安全、食育の重要性等の質問がありました。それぞれ、現状の取り組みとさらには、ヘルシースクール等の取り組みを説明して、理解を得たところです。その他、普通教室へのエアコン設置と運用マニュアル、トイレ改修の促進、小学校での英語活動の是非、青色回転パトロール車の活用、曾谷貝塚等の史跡保存と整備

について、市川駅南口再開発ビル内の図書室の整備について、学校版環境ISO認定事業の成果と拡大といった質問がありましたけれども、それぞれ現状を説明して、それ以上の質問はありませんでした。また、私立幼稚園の経営にさらなる支援策をとるという質問には、市長が答弁しました。全体的に議案質疑の中では、厳しい質問等はありませんでした。続いて、一般質問ですけれども、3月13日からはじまり、32名の議員から質問が出ておまして、そのうち、教育委員会関連は、19名から通告を受けております。これ以外にも関連した質問が予想されますけれども、今回は、学校教育部が大変多く、特に給食関係の質問が何件も出ているところがございます。詳しくは4月の定例教育委員会で報告させていただきます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。他にございますか。

○ **義務教育課長**

平成19年度末、教職員人事異動については、本来であれば、年度末の本委員会にてご報告させていただくべきところがございますが、内示を3月14日に予定しております。現在、内示に向けての最終の調整段階に入っている状況でございますので、今だ人事についての確定には至っておりません。したがって、最終的な異動についてのご報告は、4月にさせていただきますと思います。よろしくご了承くださるようお願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成20年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時49分閉会)